

令和２年度東京都市街地再開発事業補助金交付要綱

令和２年４月１日
第３１号 都市整再第８６３号
都市整備局長決定

第１ 目 的

この要綱は、市街地再開発事業を促進することにより、公共施設の整備、土地の合理的かつ健全な高度利用及び環境の整備を図るため、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業を施行する者等に対して、補助金を交付するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

第２ 補助対象者

補助対象者は、次の者とする。

- (1) 市街地再開発事業を施行する（施行を予定する場合を含む。）市町
- (2) 市街地再開発組合、個人施行者、再開発会社、特定建築者、独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社、再開発準備組織又はタウンマネージメントセンター（以下「施行者等」という。）に対し補助金若しくは分担金を出えん又は公共施設管理者負担金を出えんする市町

第３ 補助対象事業費

- 1 補助対象事業費は、次に掲げる費用で、社会資本整備総合交付金要綱（平成22年３月26日国官会第2317号。以下「交付金要綱」という。）に規定する社会資本整備計画に基づく事業及びその他国庫補助事業として採択を受けた事業のうち市街地再開発事業に要する費用とする。

(1) 市街地整備費補助

市町が行う次に掲げる事業に係る費用及び市町が補助金又は分担金を出えんする施行者等が行う次に掲げる事業に係る費用（再開発準備組織及びタウンマネージメントセンターについては、ア（ア）事業計画作成に係る事業に限る。）

ア 調査設計計画費

- (ア) 事業計画作成に要する費用
- (イ) 地盤調査に要する費用
- (ウ) 建築設計に要する費用
- (エ) 権利変換計画作成に要する費用

イ 土地整備費

- (ア) 建築物除却に要する費用
- (イ) 土地の整地に要する費用
- (ウ) 仮設店舗等設置に要する費用
- (エ) 補償費等に要する費用（地区内残留者の建物補償費相当額を含む。）

ウ 共同施設整備費

- (ア) 空地等の整備に要する費用
- (イ) 供給処理施設の整備に要する費用
- (ウ) その他の施設の整備に要する費用

エ 建築物の防災性能の強化に要する費用

オ 附帯施設整備費（災害復興市街地再開発事業に該当する場合に限る。）

(2) 公共施設管理者負担金補助

市街地再開発事業施行区域内において、都市計画として定められた公共施設の整備に係る次に掲げる費用

- ア 用地費
- イ 補償費
- ウ 工事費
- エ 附帯工事費及び附帯施設等補償費
- オ 測量及び試験費等

なお、国庫債務負担行為により補助対象事業の用に供する土地を先行取得する場合においては、アからオまでの費用のほか、「直接管理費」及び「利子支払額」を加える。

- 2 前項(1)イ(エ)に掲げる「建物補償費相当額」は、施設建築物の工事費に充当しなければならない。

第4 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で次による。

(1) 市街地整備費補助

ア 補助対象者が第2(1)の場合は、補助対象事業費から当該補助対象事業相当の社会資本整備総合交付金及びその他国庫補助金（以下「交付金等」という。）の額を控除した額の2分の1以内、かつ、補助対象事業費の3分の1以内の額。ただし、特定施設建築物に係る整備費のうち、第3第1項(1)ウの各号に掲げるもので、保留床の部分に相当するものについては、補助対象事業費の6分の1以内の額

イ 補助対象者が第2(2)の場合は、当該補助対象者が施行者等に対して補助する費用の4分の1以内、かつ、補助対象事業費の6分の1以内の額

(2) 公共施設管理者負担金補助

補助対象事業費から交付金等及び起債（一般公共事業債等をいう。）による収入相当額を控除した額の2分の1以内の額

ただし、都市計画道路の整備の場合は、以下の算定式を用いる。

$$(1 - \text{交付率}) \times (1 - \text{起債比率}) \times 1 / 2$$

交付率：交付金要綱に定める基礎額を定める率

起債比率：50%以下（0%を含む。）の場合は50%、50%を超える場合は当該比率

第5 交付申請

補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市街地再開発事業補助金交付申請書（補助対象者が第2(1)の場合は別記様式1、第2(2)の場合は別記様式1の2）により知事に申請する。

第6 決定及び交付

- 1 知事は、第5による申請があった場合において、市街地再開発事業補助金交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により適正と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式2）により、補助対象者に通知する。
- 2 前項の補助金の交付の決定に当たり、知事は別紙の東京都市街地再開発事業補助金交付条件のほか必要な限度において条件を付することができる。
- 3 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後補助金額の変更が生じた場合は、市街地再開発事業補助金交付決定額の変更申請書（補助対象者が第2(1)の場合は別記様式3、第2(2)の場合は別記様式3の2）により、知事に申請する。
- 4 知事は、前項による申請があった場合において、市街地再開発事業補助金交付決定額の変更申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により適正と認めたときは、速やかに補助金の交付変更を決定し、補助金交付決定変更通知書（別記様式4）により、補助対象者に通知する。

第7 承認事項

- 1 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をするときは、補助事業等の経費の配分及び内容変更承認申請書（別記様式5）により知事の承認を受ける。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 2 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後、特別な理由が生じたため当該補助金の交付の決定の取消しを必要とするときは、市街地再開発事業補助金交付決定取消申請書（別記様式6）を知事に提出する。

第8 事業完了期日の変更

補助対象者は、補助対象となる事業が補助金交付決定通知書（別記様式2）に付された期日までに完了しない場合は、速やかに補助事業の完了予定期日変更報告書（別記様式7）により知事に報告し、その指示を受ける。

第9 実績報告書

- 1 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象に係る補助事業実績報告書（別記様式8）を知事に提出する。
- 2 補助対象者は、補助金に係る事業の一部が完了して概算払を受けるときは、補助対象に係る補助事業実績報告書（概算払用）（別記様式9）を知事に提出する。
なお、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助対象に係る補助事業実績報告書を知事に提出する。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9の実績報告書を受けた場合において、実績報告書の内容審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、市街地再開発事業補助金の額の確定通知書（別記様式10。第9第2項により報告書を受けた場合は別記様式11）により、補助対象者に通知する。

第11 補助金の交付

知事は、補助対象者から、第10により確定した金額について、請求書（別記様式12）による請求があったときは、速やかに交付する。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、交付金要綱及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和3年3月31日にその効力を失う。ただし、本要綱の第10及び第11の規定については、令和2年度に係る出納閉鎖期日までその効力を有する。